

# 指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)事業運営規程

## (事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団満寿会(以下「事業所」という。)が開設する指定通所リハビリテーション事業所鶴ヶ島耳鼻咽喉科診療所デイケアルーム及び指定介護予防通所リハビリテーション(以下指定通所リハビリテーション等という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)ある利用者に対し、適正な指定通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

## (運営方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 指定通所リハビリテーション事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 鶴ヶ島耳鼻咽喉科診療所デイケアルーム  
(2) 所在地 埼玉県鶴ヶ島市上広谷8-15

## (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 医師 1人

医師は、通所リハビリテーション従業者の管理、指導を行うとともに、利用者の病状に応じた医学的管理を行う

- (2) 従業者

- ・理学療法士 1人以上

理学療法士は、医師の診療に基づいて通所リハビリテーション計画を作成し、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを提供する。

- ・看護職員、介護職員 3人以上

看護職員、介護職員は、リハビリテーションに伴って必要な看護、介助及び援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- (2) 営業時間 8:30から17:30まで、土曜日は8:30から12:30までとする。
- (3) サービス提供時間
  - 1単位目 8:30から12:30まで
  - 2単位目 13:00から17:00まで

(指定通所リハビリテーション等の利用定員)

第6条 事業所の利用定員 1単位目30名、2単位目30名

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- (1)機能訓練
  - (2)健康状態チェック
  - (3)送迎
  - (4)リハビリマネジメント(介護給付)
  - (5)運動器機能向上(介護予防)
- 2 その他の費用として、次の号に掲げる費用の支払いを受けることができる。
- (1)銀行口座引き落とし手数料110円(税別)
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 指定通所リハビリテーション等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（苦情処理）

第9条 指定通所リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した指定通所リハビリテーション等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定通所リハビリテーション等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定通所リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（通常の実施地域）

第10条 通常の実施地域は、次の通りとする。

鶴ヶ島市：太田ヶ谷、上広谷、共栄町、五味ヶ谷、脚折、脚折町、鶴ヶ丘、藤金、富士見、松ヶ丘、三ツ木、三ツ木新田、三ツ木新町、南町、柳戸町

坂戸市：関間、千代田、中小坂、東坂戸、戸宮

川越市：竹野、下広谷、広谷新町、小堤、天沼新田、吉田、鯨井新田、吉田新町、川鶴、かわつる三芳野、栄

（非常災害対策）

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（虐待防止に関する事項）

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第14条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。

(2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。

(3) 体調不良等によって指定通所リハビリテーション等の提供に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業者は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団 満寿会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。(食事代及びおやつ代の変更)

この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。(職員数、営業時間の変更)

この規程は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。(通常の実施地域の変更)

この規程は、平成 16 年 10 月 25 日から施行する。(事業単位、職員数の変更)

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。(食事代及びおやつ代の変更)

この規程は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。(事業単位の変更)

この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。(定員の変更)

この規程は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。(営業日の変更、通常の実施地域の変更)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。(事業単位、通常の実施地域の変更)

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。(事業単位、定員の変更)

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。(事業単位の変更)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。(通常の実施地域の変更)

この規定は、平成 23 年 10 月 17 日から施行する。(介護職数の変更、サービス提供時間の追加)

この規程は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。(通常の実施地域の変更及び運営規程全体の見直し)

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。(虐待防止の項目を追加)